

◆ 役場の代表番号は☎(84)1111です ◆

■「ご存じですか 児童扶養手当と特別児童扶養手当」

(健康福祉課)

【児童扶養手当】  
 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している方に対し、支給される手当です。

○支給の対象となる児童

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が法令で定める障害のある児童

- ・ 父または母が生死不明な児童
- ・ 父または母が1年以上遺棄している児童

- ・ 父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで生まれた児童

- ・ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

※ただし、次のような場合には手当を受ける資格がありません。  
 ・ 公的年金（遺族年金や障害者年金等）を受けることができる場合。  
 ・ 遺族補償等を受けることができる場合など。

○手当の額

- 月額 41,550円（対象児童一人 全部支給の場合）
- 児童数により加算があります。
- また、受給資格者及び同居の

家族等の所得により手当の一部または全部の支給が制限される場合があります。

※平成15年4月1日において、該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。（ただし、この規定は、父子家庭の方には適用されません。）

【特別児童扶養手当】

精神、知的または身体障害等のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。ただし、手当を受けるためには申請が必要です。

○手当の額（障害の程度により）

2 級	1 級
月額33,670円	月額50,550円
身体障害者手帳 概ね3級程度 (内部疾患は例外が 有ります) 療育手帳 概ねB程度	身体障害者手帳 概ね1・2級程度 (内部疾患は例外が 有ります) 療育手帳 概ね④・A程度
※手帳の交付を受けていなくても、上記と同程度の障害があれば手当を請求できます。	

請求者及び同居の家族等の所得により手当の全部が支給停止になる場合があります。

○お問い合わせ

社会福祉G（内線237）

■生活習慣病予防教室の開催について（健康福祉課）

生涯にわたる健康づくりのために生活習慣を見直しませんか？  
 町では毎年、生活習慣病予防教室を開催し、住民の方に「自分の健康は自分で守る」意識を持っていただきたいと考えています。

本年度の医師講話は、無煙世代を育てる会代表の平間先生をお迎えし、禁煙を中心にお話しいただきます。小学生から大人までを対象に、数多くの講演をされている先生です。多くの方にご参加いただき、健康について一緒に考えてみませんか。

○日時・内容

- 1日目 2月16日(木)  
午後1時30分から3時まで  
(受付 午後1時から)
- 2日目 2月22日(水)  
午前10時30分から午後3時まで  
(受付 午前10時から)

講話「生活習慣病と禁煙」  
 講師 下妻市「平間病院」  
 院長 平間 敬文 先生

調理実習・健康体操  
 ○場所 保健センター及びB&G 海洋センター

○定員 30名（調理実習のみ）  
 ○お申し込み期限 2月14日(火)まで

\*1日のみの参加も可能です。

○お申し込み・お問い合わせ  
 保健センター☎(84)1910

■パパ・ママ教室のお知らせ（健康福祉課）

町では、元気な赤ちゃんが生まれ育つよう、また妊娠中の生活が不安なく過ごせるようにパパ・ママ教室を実施しています。お友だちづくりの場としても、ぜひご利用ください。

○日時

- 1日目 2月23日(木)  
午前9時30分から  
11時40分まで
- (受付 午前9時15分から  
9時30分まで)
- 2日目 2月25日(土)  
午前9時30分から12時まで  
(受付 午前9時15分から  
9時30分まで)

○内容

- 1日目 血圧測定、講話『妊娠中の過ごし方』『妊娠中の栄養』『妊娠中の歯の衛生』
- 2日目 ビデオ鑑賞『赤ちゃんのすばらしき生命』、おふろの入れ方実習、母乳相談

○対象者 町内在住の妊婦及びその家族  
 ○お申し込み期限 2月21日(火)まで

○お申し込み・お問い合わせ  
 保健センター☎(84)1910